

1 雇用対策における 国・地方の連携強化について

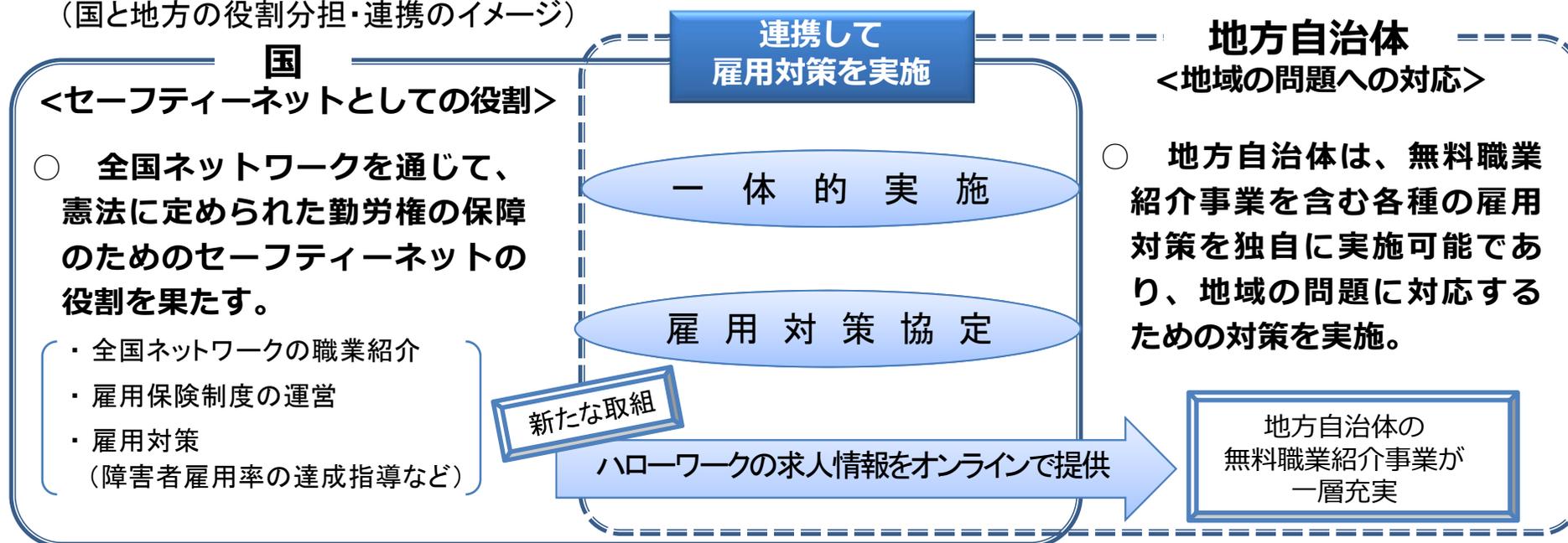
平成25年6月
厚生労働省職業安定局



雇用対策における国・地方の連携強化について(総論)

- 労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため、**国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方自治体に提供することにより、地方自治体が行う独自の雇用対策を更に充実するための環境を整備していくことが必要。**

(国と地方の役割分担・連携のイメージ)



国と地方自治体が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指す。

(参考) 雇用対策法 (昭和41年法律第132号) (抄)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。(略)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

雇用対策における国・地方の連携強化について(具体的方策)

国・地方の連携をさらに強化するための方策

① 「一体的実施」の更なる充実 【国・地方がそれぞれの長所を活かし、住民視点でサービスを強化】

- ・ 一体的実施は、希望する自治体において、国の職業紹介等と自治体の福祉等の業務をワンストップで一体的に実施する、国と自治体との連携事業
- ・ 23年度に24自治体、24年度に56自治体が開始。25年度も多くの自治体で開始に向けて調整中。
- ▶ 生活保護受給者等を支援対象とする取組(福祉事務所等にハローワーク窓口を設置)は、25年度中に100箇所の設置を目指し調整中。
- ・ 埼玉県、佐賀県においてハローワーク特区を開始(24年10月～)



② 国と地方自治体の雇用対策協定 【国・地方が一体となった雇用対策】

- ▶ 国と自治体が、地域の雇用対策に一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結
- ※ 8自治体(2道県6市)で締結済(25年6月現在)

③ ハローワークの求人情報のオンライン提供 【自治体による職業紹介事業を国が全面支援】

- ▶ 無料職業紹介事業を行う自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで求人情報を提供。【26年度中のできる限り早期に実施予定】
- ※ 特に、生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定を設けている。



「一体的実施」と「ハローワーク特区」の実施状況

○一体的実施事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの。

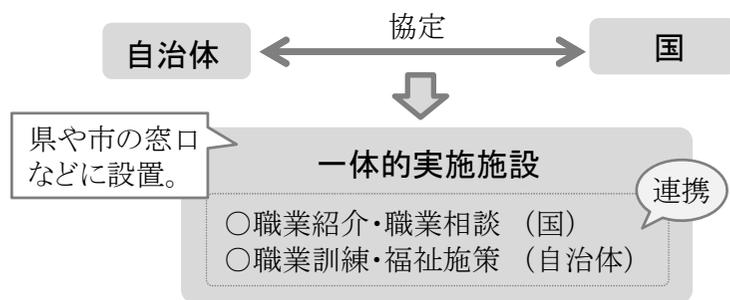
具体的には、以下のような仕組みを導入し、自治体主導でハローワークと一体となった様々な工夫を行うことができる事業。

- ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移す
- ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置

○ハローワーク特区は、大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、**知事が労働局長に指示ができる仕組み**を追加したもの（雇用対策法施行規則の改正により措置）。

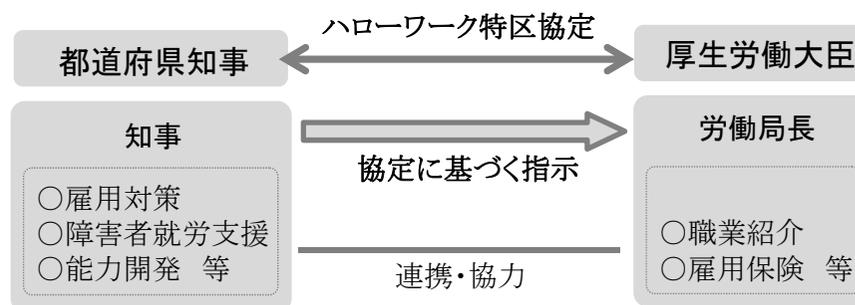
一体的実施とハローワーク特区について

《一体的実施》



平成25年5月末時点
29道府県(39箇所)、59市区町(80箇所)で実施

《ハローワーク特区》



平成24年10月より全国2箇所(埼玉県・佐賀県)で開始

「一体的実施」の実施状況・成果（平成24年度）まとめ

- 平成23年6月より、希望する自治体において、自治体と国との一体的実施※を開始。

※一体的実施は、同一施設内で国（ハローワーク）の無料職業紹介等と自治体の福祉等の業務を一体的に実施する取組

① 実施自治体は大幅に増加

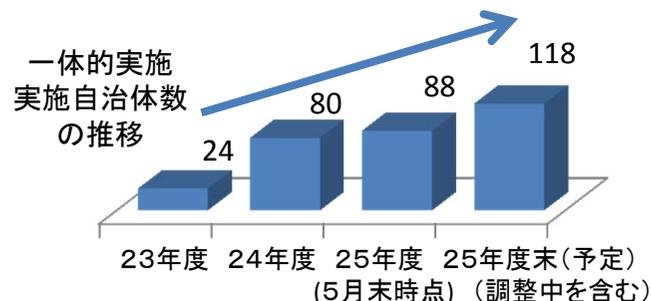
- 平成23年6月より順次取組を開始。平成24年度に実施自治体が大幅に増加。
※23年度末:24自治体→24年度末:80自治体→25年度(5月末時点):88自治体
(さらに、30自治体で調整中)

② 24年度は4万4千人以上が就職

- 平成24年度は44,128人が就職。(うち生活保護受給者等を支援対象とする取組では2,202人が就職)
- 80自治体のうち、71自治体で目標を達成。(一部達成を含む)

③ 利用者・関係者は取組を評価

- 利用者(求職者)から高い評価。(8割以上の施設で90%以上の満足度)
- 自治体からは、取組を評価されており、また事業の継続を求められている。(特に基礎自治体の福祉業務(生活保護受給者支援等)において高く評価されている。)
- 各取組について、労使の代表からも評価する声が出ている。



一体的実施の例（新宿区・ハローワーク新宿）

福祉担当課が入居する庁舎に「新宿就職サポートナビ」を開設。身近な区役所で、完全予約制・担当者制で国の職員が対応し、福祉から就労までの一体的支援等を実現。

<24年度取組状況>

- ◆新規支援対象者数 = 407人
(年度目標 350人)
- ◆就職件数 = 312人
(年度目標210人)



- 一体的実施は、多くの取組で目標をほぼ達成。利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地域で必要な事業として機能。
- 実施自治体からは、取組の継続を強く要望されている。
- 生活保護受給者等を対象とする取組については、自治体の要望等も踏まえ、平成25年度中に100か所のハローワーク窓口設置を目指す。

「ハローワーク特区」の実施状況・成果（平成24年度）まとめ

- 平成24年10月より、埼玉県及び佐賀県において、「ハローワーク特区」※を開始。

※ハローワーク特区は、厚生労働大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み

埼玉県(ハローワーク浦和)の実施状況

- 利用者である地域住民の利便性を向上させるため、アクセスの良い駅前の県有施設に、相談から紹介までワンストップで支援する「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を新設し、以下のコーナーを設置。

- ① ハローワークコーナー(国)
求職者に対する職業相談・職業紹介
- ② マザーズコーナー(国)
子育て中の方向けの職業相談・紹介
- ③ 中高年コーナー(県が民間委託)
40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介
- ④ 生活・住宅相談コーナー(県・さいたま市)
職と住まいを失った方への総合相談
- ⑤ 福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)
介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介

- 利用者数(目標8,000人、実績10,349人)などは目標を達成したが、就職者数(目標400人、実績321人)などは目標未達成

佐賀県(ハローワーク佐賀)の実施状況

- 若年者就労支援、障害者就労支援及び福祉から就労支援について、次のように取組を強化。

- ① 若年者就労支援
ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等を実施(愛称を「ユメタネ」に決定、レイアウト見直しなど)
- ② 障害者就労支援
障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等を実施
- ③ 福祉から就労支援
ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を実施(ハローワークによる多久市、小城市、神埼市の福祉事務所への巡回相談)

- 「ユメタネ」の利用者数(目標6,700人、実績7,468人)、障害者のチーム支援による一般就労への移行者数(目標8人、実績8人)などは目標を達成したが、福祉から就労支援は目標の一部が未達成(例:多久市の生活保護受給者の就労者数 目標3人、実績2人)

- 平成24年度下半期においては、埼玉県及び佐賀県ともに主な目標を達成し、また、①利用者のためのサービスが強化された、②国と県で協議を重ねたことにより両者の連携が強化された、などの効果があった。ただし、それぞれの取組で一部の目標は未達成となった。

- 平成25年度は、全ての目標を達成できるよう、また、利用者サービスの更なる向上が図られるよう、県と国の一層の連携強化に取り組むことが必要。

- ハローワーク特区はスタートしたばかりの段階であり、平成25年度からの新たな取組※の実施状況も踏まえ、3年程度事業を実施して成果と課題を検証することが必要。

※埼玉県は若者・女性・中高年の支援強化(若者コーナー、女性コーナーの設置等)、佐賀県は若年者就労支援の強化等(担当者制の強化等)を実施。

国と地方自治体の雇用対策協定について

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成25年6月時点)】

北九州市(平成22年3月)	横浜市(平成23年1月)	福岡市(平成23年3月)
久留米市(平成24年3月)	北海道(平成24年12月)	宮古島市(平成25年1月)
広島市(平成25年1月)	奈良県(平成25年6月)	

北海道雇用対策協定

- 北海道と北海道労働局は、北海道の雇用失業情勢の改善を図ることを目的に、相互が連携し、それぞれの施策を一体的に実施するため、「北海道雇用対策協定」を平成24年12月4日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、北海道の「ジョブカフェ北海道」と国の「ヤングハローワーク」の一体的運営や、ものづくり産業への人材確保支援などに取り組む。



平成24年12月4日
北海道雇用対策協定 調印式

奈良県雇用対策協定

- 奈良県と奈良労働局は、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を一体的に実施する「奈良県雇用対策協定」を平成25年6月7日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、若者と県内企業のマッチングの強化、女性の就業支援の強化、県内立地企業の人材確保などに取り組む。



平成25年6月7日
奈良県雇用対策協定 締結式

生活困窮者自立支援法案について

- 生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定が設けられている。

生活困窮者自立支援法案

(雇用の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。